

新旧対照表

提案基準 23 幹線道路の沿道等における特定流通業務施設

新	旧
<p>市街化調整区域に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(以下「物流総合効率化法」という。)に基づく特定流通業務施設を建築する場合の提案基準は、当該施設が同法に基づく総合効率化計画の認定を受けたものであって、申請の内容が次の各項に該当するものとする。</p>	<p>市街化調整区域に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(以下「物流総合効率化法」という。)に基づく特定流通業務施設を建築する場合の提案基準は、当該施設が同法に基づく総合効率化計画の認定を受けたものであって、申請の内容が次の各項に該当するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">基準の内容</p>	<p style="text-align: center;">基準の内容</p>
<p>1 (略)</p> <p>2 当該特定流通業務施設(以下「当該施設」という。)の敷地が、次のいずれかに該当する土地であること。</p> <p>(1) 東名高速道路秦野中井及び大井松田インターチェンジ並びに綾瀬スマートインターチェンジの出入口を中心とした半径5キロメートルの円で囲まれる区域内にあり、当該施設の敷地が接する道路及び当該インターチェンジに至るまでの主要な道路が、4車線以上の国道、県道又は市町村道であること。ただし、当該インターチェンジの出入口を中心とした半径3キロメートルの円で囲まれる区域内においては、当該施設の敷地が接する道路及び当該インターチェンジに至るまでの主要な道路について、幅員9メートル以上、かつ、2車線以上の幹線道路とすることができるものとする。</p> <p>(2) 東名高速道路厚木インターチェンジ並びに新東名高速道路厚木南及び伊勢原大山インターチェンジ並びに首都圏中央連絡自動車道(さがみ縦貫道路)の各インターチェンジ(本県内において供用開始されたものに限る。)の出入口を中心とした半径3キロメートルの円で囲まれる区域内にあり、当該施設の敷地が接する道路及び当該インターチェンジに至るまでの主要な道路が、幅員9メートル以上、かつ、2車線以上の幹線道路であること。</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 当該特定流通業務施設(以下「当該施設」という。)の敷地が、次のいずれかに該当する土地であること。</p> <p>(1) 東名高速道路秦野中井及び大井松田インターチェンジの出入口を中心とした半径5キロメートルの円で囲まれる区域内にあり、当該施設の敷地が接する道路及び当該インターチェンジに至るまでの主要な道路が、4車線以上の国道、県道又は市町村道であること。ただし、当該インターチェンジの出入口を中心とした半径3キロメートルの円で囲まれる区域内においては、当該施設の敷地が接する道路及び当該インターチェンジに至るまでの主要な道路について、幅員9メートル以上、かつ、2車線以上の幹線道路とすることができるものとする。</p> <p>(2) 東名高速道路厚木インターチェンジ及び首都圏中央連絡自動車道(さがみ縦貫道路)の各インターチェンジ(本県内において供用開始されたものに限る。)の出入口を中心とした半径3キロメートルの円で囲まれる区域内にあり、当該施設の敷地が接する道路及び当該インターチェンジに至るまでの主要な道路が、幅員9メートル以上、かつ、2車線以上の幹線道路であること。</p> <p>3～7 (略)</p>
<p>審査上の留意点</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>審査上の留意点</p> <p>(1)～(4) (略)</p>